

住みよい家づくり 資金融資制度 Q&A

Q この融資制度と他の住宅ローンを併用できますか？

A 住宅ローンの融資条件で、併用を禁止していなければ、問題ありません。詳しくは、取扱金融機関にご相談ください。

Q この融資制度を利用する場合、国の税制優遇措置との併用はできますか？

A 最寄りの税務署に確認してください。

Q 申込みはどこですればよいでしょうか。申込用紙はどこで入手できますか？

A 取扱金融機関でのお申込みとなります。取扱金融機関については、建築住宅課のホームページよりご確認ください。申込用紙などは、取扱金融機関または建築住宅課のホームページより入手できます。

Q 保証料や担保は？

A 取扱金融機関により借入条件が異なります。お申込みの金融機関へお問い合わせください。

子育て世帯・県外からの定住世帯

Q 子育て世帯または県外からの定住世帯に該当しますが、購入やリフォームはどこまでを対象としているのでしょうか？

A 購入の場合は、戸建て住宅やマンション購入（中古を含む）を対象としています。また、リフォームの場合、キッチン・浴室・トイレ・玄関・居室のうち少なくとも1つを増設又は改修する工事を対象とします。

Q 実質無利子化とはどういう意味ですか？

A 一度利息を含めて返済していただきますが、その年度の返済額のうち利息相当分を県からお支払いすることで、実質的に「無利子」に近い形になります。

Q 一部又は全額繰上げ返済した場合、利子補給されるのですか？

A 繰上げ返済が行われた場合も当該返済額に係る利子相当額を補給いたします。

Q 同じ敷地内で別の建物に住む場合は同居になりますか？

A 同居ではなく近居になります。

Q 既に金融機関から住宅資金として融資を受けているが、子育て世帯等の条件に適合すれば利子補給を受けられるのですか？（ローンの借り換えはできますか？）

A 受けられません。新たに取扱金融機関からこの制度の融資を受けられた方が対象です。

一般世帯

Q 一般世帯に該当しますが、耐震改修工事と他の一般世帯の融資対象工事（バリアフリーや省エネ改修など）を同時に行う場合の適用利率は、1.7%でしょうか、1.9%でしょうか？

A 耐震改修工事の利率、1.7%が適用されます。ただし、融資限度額は500万円以内のみです。

Q 一般世帯に該当しますが、一般世帯の融資対象工事と融資対象外のリフォーム工事（一般的な増改築・水回り工事等）を併せて行う場合、対象外のリフォームの費用を、融資額に含めることができますか？

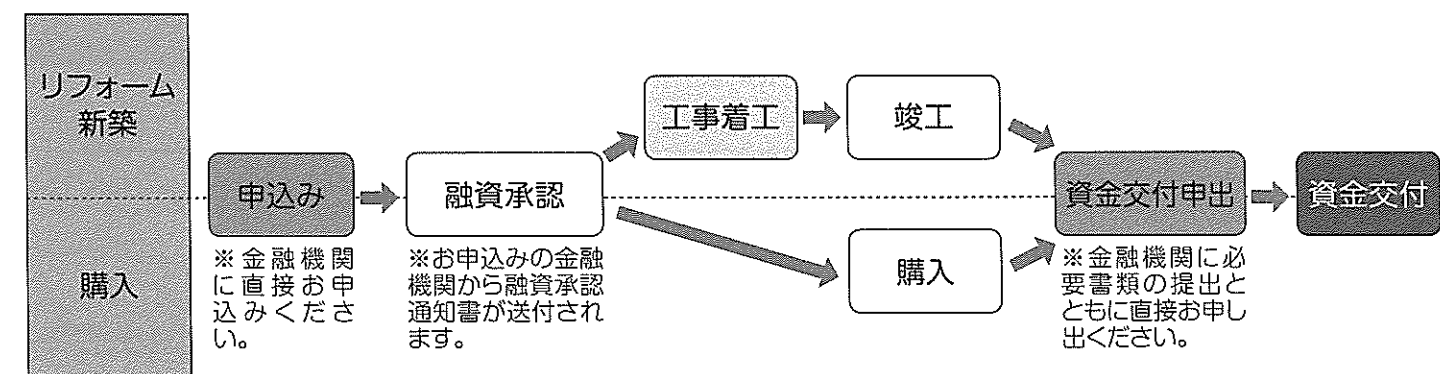
A 融資対象工事の工事費と合わせて500万円以内の範囲で、融資を受けることができます。500万円を超えた分の金額については、自己資金等での対応となります。

Q 富山県の住宅に関する助成制度は、どんなものがありますか。また、この融資と合わせて受けることができますか？

A 平成30年4月1日現在の状況は以下のとおりです。当融資制度の対象工事で、下記制度が必要とする要件に合致すれば、併せて受けることができます。最新の情報は、各担当課にお問い合わせください。

対象	制度名称	類型	概要	お問い合わせ先
多子同居・三世帯同居	不動産取得税の減免制度	減免	床面積が240㎡超350㎡以下の三世帯・多子世帯住宅の住宅・土地について、不動産取得税を減免（住宅の税額は最高36万円を減免等）※床面積50㎡以上240㎡以下の住宅は別途、軽減制度があります。	経営管理部 税務課 TEL 076-444-3178
新築・増改築	とやまの木で家づくり支援事業	補助	県産材の使用量1㎡あたり5千円～2万円を補助（上限額40万円） 平成30年4月10日（火）～平成30年12月25日（火）	農林水産部 森林政策課 TEL 076-444-3388
耐震（診断）	木造住宅耐震診断支援事業	補助	診断費用の約9割を補助（申請者は2千円～6千円の負担）	土木部 建築住宅課 TEL 076-444-3356
耐震（改修工事）	木造住宅耐震改修支援事業	補助	市町村と連携して経費の2/3かつ60万円以内で補助	

○手続きのながれ



○申込みに必要な書類

提出先	必要な書類	子育て世帯			県外からの定住世帯			一般世帯					備考
		多子	三世同居	三世近居	転入予定者	転入してから1年未満	県内市町村の定住に係る補助金	バリアフリー	耐震	アスベスト	省エネ改修 断熱改修	高効率給湯器	
申込時 金融機関の窓口	住みよい家づくり資金借入申込書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2通
	委任状	○	○	○	○	○	○						
	工事費等見積書(写し)または売買等契約書(写し)※1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	金融機関の指定する収入証明書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	同居又は近居(しよう)する親族の住民票	○	○	○	○	○	○						
	近居する世帯と工事対象住宅の位置関係がわかる書類(三世代近居で同一町内会にない場合のみ)			○									
	戸籍の附表				○	○	○						
	住みよい家づくり資金リフォーム基準確認書							○	○		○	○	
	建物の過半が昭和56年5月31日以前に着工したことが確認できる書面(写し)								○				
	耐震改修工事前の一般診断法による診断表等※2								○				
竣工時 金融機関の窓口	導入する設備のカタログ等の写し(機種が特定できるもの)										○		
	特定石綿粉じん排出等作業実施届出書(写し)または建築物解体等作業届(写し)								○				
	県内市町村の定住に係る補助金交付申請及び交付決定通知						○						
	住みよい家づくり資金工事実施等報告書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	写真(工事前)	(○)	(○)	(○)	(○)	(○)	(○)	○	○	○	○	○	子育て世帯はリフォームの時
写真(工事完了後 または 購入住宅)※3	○	○	○	○	○	○	○	◎	◎	○	○		
同居又は近居する親族の住民票※4	(○)	(○)	(○)	(○)	(○)	(○)							
耐震改修工事後の一般診断法による診断表等※2								○					

- ※1 土地と住宅を一括購入する場合、住宅の価格が分かるものを提出してください。
- ※2 (一般財団法人)日本建築防災協会が発行する「木造住宅の耐震診断と補強方法」という耐震診断表など
- ※3 耐震改修工事、アスベスト除去等工事の場合は、工事中の写真も提出してください。
- ※4 申込時と居住する住宅の住所、同居人が異なる場合に提出してください。
- ※5 転入予定者がいる世帯は、転入予定者が転入した際ただちに住民票を提出してください。

○申込み受付期間

平成30年5月14日(月)から平成31年2月28日(木)まで

○お問合せ先

制度全般については
富山県土木部建築住宅課
(TEL 076-444-3355)
〒930-8501 富山市新総曲輪1-7

ご利用手続きについては
(一財)富山県建築住宅センター
(TEL 076-439-0248)
〒930-0096 富山市舟橋北町4-19(富山県森林水産会館2F)

平成30年度 住みよい家づくり資金融資制度

- 優良な住宅へのリフォーム
- 子育て世帯、県外からの定住世帯については、
住宅の取得・リフォームを **利子補給** で応援します！

融資額	500万円以内
償還期間	15年以内
償還方法 保証及び担保	お申込みの金融機関の定めるところによります
お申込み先	取扱金融機関でお申込みください (富山県のホームページをご覧ください)



○世帯構成によって、融資の対象となる工事及び適用利率が異なります。

世帯区分	借入上限500万円、償還期間15年以内		利率
	新築購入	リフォーム	
Ⅰ 子育て世帯	対象	キッチン・浴室・トイレ・玄関・居室のうち少なくとも1つを増設又は改修する工事	1.6% ↓ 実質0%
		<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 10px; display: inline-block;"> 利息相当額を全額利子補給により実質無利子化！ </div>	
		キッチン・浴室・トイレ・玄関・居室のうち少なくとも1つを増設又は改修する工事	1.6% ↓ 実質1.0%
Ⅱ 県外からの定住世帯	対象	キッチン・浴室・トイレ・玄関・居室のうち少なくとも1つを増設又は改修する工事	1.6% ↓ 実質1.0%
		<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 10px; display: inline-block;"> 利息相当額のうち0.6%を利子補給 </div>	
Ⅲ 一般世帯	—	耐震改修を含むリフォーム工事	1.7%
	—	省エネ、バリアフリー、アスベスト除去のいずれかを含むリフォーム工事	1.9%

※融資枠に上限がありますので申込状況によっては融資制度が利用できない場合があります。

詳細、申込み用紙入手については富山県建築住宅課ホームページをご覧ください。
http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1507/kj00001921.html

